

岩手県医療局管理規程第6号

医療局長が行う政策等の評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局長が行う政策等の評価に関する規程の一部を改正する規程

医療局長が行う政策等の評価に関する規程（平成15年岩手県医療局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政策評価の時期)	(政策評価の時期)
第2条 政策評価は、毎年度、 <u>7月末日</u> までに行うものとする。	第2条 政策評価は、毎年度、 <u>11月末日</u> までに行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。